

年代を問わず  
被害の多い手口

## 不当（架空）請求



ある日突然、利用した覚えのないアダルトサイトや出会い系サイトなど有料サイトの料金の請求が、携帯電話やパソコンへのメール、はがきで届くというトラブルが数多く発生しています。

また、送られてきた広告メールに記載されていたサイトにアクセスしただけで登録したことになり、「IPアドレス」「個人識別番号」などが表示され、あたかもこちらの個人情報取得したかのように装い、料金を請求するケースもあります。

### アドバイス

- ★利用していないのであれば、支払う必要はありません。支払ってしまうと、取り戻すことは非常に困難です。怖がらずに無視してください。
- ★「IPアドレス」や「個人識別番号」からは、氏名、住所などの個人情報がサイト運営業者に伝わることはありません。必要以上に不安にならないようにしましょう。
- ★請求者に電話をかけないでください。電話をかけると、自分の電話番号を相手に知らせてしまうことになり、請求者はそれを利用してさらに執拗な請求を繰り返してきます。
- ★有料サイトの規約を読まずに利用してしまい、利用料金のほか、延滞料や手数料などを請求される場合がありますが、根拠のない延滞料や手数料は支払う必要はありません。サイト運営業者から明細のわかる書面が郵送されるまで安易に支払わないようにしましょう。
- ★消費者に申込みの意思もなく勝手に登録された場合は、契約は成立していません。また、サイト画面に確認・訂正の機会が設定されていない場合には、錯誤として契約の無効が主張できます。

若者に  
被害の多い手口

## キャッチセールス



駅や繁華街の路上で「アンケートに答えてください」などと声をかけ、喫茶店などに連れて行き、契約するまで何時間でも拘束して帰さず、化粧品やエステなどを契約させる商法です。

アンケートのお願いをはじめ、肌の診断や展示会への誘いなど、さまざまな誘い文句があります。

**主な商品・サービス** エステティック、化粧品、ネックレス、健康食品 など

### アドバイス

- ★知らない人に声をかけられても相手にせず、気軽についていかないようにしましょう。相手は本当の目的を隠して近づいてきます。
  - ★欲しいと思ったり、「今だけのキャンペーン」などと言われても、その場で契約せずに、慎重に頭を冷やして考えましょう。
  - ★強引な勧誘があっても、いらなければはっきり断りましょう。
- ※事業者が消費者を勧誘する際は、勧誘に先立って販売が目的であることを明示することが義務づけられています。また、販売目的であることを隠して、一般の人々が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘することは禁止されています。

年代を問わず  
被害の多い手口

## 資格商法



突然、職場や自宅に電話があり、「資格が簡単に取れる」「もうすぐ国家資格になる」「就職や転職に有利」などと執拗に勧誘して、講座や教材を契約させる商法です。

過去に契約した人に対して、「まだ登録されているので抹消手続に〇万円必要」などといった新たな契約を迫る二次被害も多くあります。

**主な商品・サービス** 行政書士、旅行業務取扱主任者などの資格取得用講座・教材

### アドバイス

- ★「結構です」などのあいまいな返事は、承諾したとみなされ、教材や請求書が送られてきたり、トラブルになることもあります。口約束でも契約は成立するので、契約の意思がなければ、はっきり断り、自分から電話を切りましょう。
- ★「今日が締め切り」などと言われても、資格の内容などをよく考えて、本当に必要かどうか冷静に考えましょう。
- ★過去の契約について、すでに終了している場合は、取り合わずきっぱりと断りましょう。

年代を問わず  
被害の多い手口

## 内職・モニター商法



電話や広告で「パソコンを使って自宅で仕事をしませんか」「教材を購入して勉強し、簡単な試験に合格すれば、仕事を紹介します」などといった高額なパソコンや教材を契約させる商法です。実際は、試験が難しく合格しなかったり、たとえ合格しても、説明どおりの仕事や収入が得られることはほとんどありません。「チラシ配りの内職をしないか」と勧誘され、高額な加盟料などを求められるケースもあります。

**主な商品・サービス** ワープロパソコン内職、資格取得用教材、教養娯楽教材、チラシ配り など

### アドバイス

- ★事前に金銭の負担がある契約をする場合は、慎重に考える必要があります。「簡単に高収入が得られる」というセールストークに惑わされず、事前に契約の内容や仕組を良く確認しましょう。
- ★「パソコンができる」と「その需要（仕事）がある」ことは別。うまい話はないので、安易に契約しないことです。
- ★「あなたが最後の一人」などと言われても、すぐ契約せず、時間を置いてよく考えましょう。強引に勧誘したり、契約を急がせる業者は要注意です。